



年金コーナー



国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や、若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態です、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは住民登録をしている市役所市民課（又は各地域活性化センター住民生活課）の国民年金担当窓口へ申請することになります。（申請書は、担当窓口にあります。）
平成21年度の免除等の受付は、平成21年7月1日から開始され、平成21

年7月から平成22年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成21年7月に申請する場合は、平成20年7月から平成21年6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。

7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします

長崎社会保険事務局の出張相談のお知らせ

上対馬総合センター

8月19日（水）

午後1時から

午後5時まで

8月20日（木）

午前9時から

午前12時まで

農林振興課コーナー

『条件不利森林公的整備緊急特別対策事業』のお知らせ!

対馬では、山が急で人が入りにくい、長い間手入れしていない、森林整備の自己負担が捻出できない、森林所有者が島内にいない・・・という山が多く見られます。

こういった、「条件が不利な森林」を公的な機関（森林組合等）が森林所有者に代わって施業を実施するという事業が始まりました。

山をもっているが、手入れしていない・・・。
山の手入れをしたいが自分ではできない・・・。
誰かに頼めば経費がかかる・・・。



...と、お考えの方へ!

負担金なしで「切捨て間伐」をしてもらえます。

事業の要件

- 1 施業地が0.1ha以上。
- おおむね30%以上（本数で）の間伐。
- 間伐実施後、おおむね10年間は皆伐を行わないこと。

調査・手続き・予算の都合などがありますので、間伐を頼みたい方は、お早めにお問い合わせをお願いします。



写真は昨年度に間伐された森林です。林内が明るくなり、健全な森林へ回復中です。

問い合わせ

この便り、森林・林業に関する相談は最寄りの森林組合が対馬振興局林業課で承ります。

対馬森林組合 本所

TEL(0920)52-2677 FAX(0920)52-2692

北部支所

TEL(0920)84-2324 FAX(0920)84-2325

対馬振興局 林業課普及班 林業普及指導員

TEL(0920)52-0318 FAX(0920)52-1035